

# 東彼杵町立学校における生成 AI 利活用ガイドライン

令和 8 年 3 月 3 日制定

## 第 1 章 はじめに

### 1. 目的

本ガイドラインは、東彼杵町立学校における児童生徒の学習活動および教職員の校務において、生成 AI（ChatGPT、Gemini、Copilot 等）を安全かつ効果的に利活用するための基本的な考え方と遵守すべき事項を定める。

教育 DX を推進し、教職員の働き方改革（校務効率化）と児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、情報漏洩等のリスクを最小限に抑えることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、東彼杵町教育委員会事務局職員、東彼杵町立学校に勤務する教職員、および児童生徒（保護者含む）に適用します。「東彼杵町教育情報セキュリティポリシー」と併せて遵守するものとする。

### 3. 基本的な考え方（人間中心の原則）

生成 AI は人間の能力を補助・拡張する有用な道具ですが、出力結果には誤り（ハルシネーション）や偏見（バイアス）が含まれる可能性があります。出力結果はあくまで「参考の一つ」として扱い、**最終的な判断と責任は必ず人間が持つこと**を大原則としする。

## 第 2 章 教職員の校務における利用ルール

教職員は、校務の効率化や授業準備の高度化のために生成 AI を積極的に活用することが推奨されますが、以下のルールを厳守する。

### 1. 利用する環境と指定ツールについて

情報漏洩のリスクを防ぐため、業務で利用する生成 AI は原則として以下の分類に従って適切に

選択・運用する。

## ① 東彼杵町で組織登録を行っている生成 AI（利用推奨）

東彼杵町教育委員会として公的な組織登録を行っており、入力したデータが他の組織の AI 再学習に利用されないセキュリティが担保された環境である。校務においては、原則として以下のツールを優先して活用する。

### ● Microsoft 365 Copilot

- **特徴**：Word、Excel、PowerPoint などの Office アプリケーションに直接組み込まれており、文書やデータの作成・分析をシームレスに行える。
- **推奨利用面**：保護者宛の案内文書の素案作成、表計算ソフトでのアンケート結果の集計・分析、会議資料のスライド自動生成など。

### ● Google Gemini (Workspace 版 / 商用データ保護適用)

- **特徴**：Google ドキュメントや Gmail 等の Google サービスと連携可能で、高度な文章生成や最新情報のウェブ検索に強みを持つ。
- **推奨利用面**：授業のアイデア出し（壁打ち）、長文の校長講話や挨拶文のドラフト作成、最新の教育動向に関するリサーチなど。

### ● Google NotebookLM

- **特徴**：ユーザーがアップロードした特定の資料（PDF や文書など）のみを情報源（ソース）として読み込み、それに基づいた回答や要約を行う特化型 AI。
- **推奨利用面**：文部科学省の長大な手引きや過去の校内研修資料の要約、各種マニュアルに基づいた Q&A の作成など。

### ● Canva AI

- **特徴**：画像生成やデザイン作成、プレゼンテーションの自動レイアウトに特化したデザインツール。
- **推奨利用面**：授業で使うスライドやフラッシュカードの作成、学級通信の挿絵・イラスト素材の生成、ポスターのデザインなど。

## ② 組織登録を行っていないが、設定変更により利用可能な生成 AI（条件付き利用可）

町としての公的な契約・登録はないが、無料版等を利用する場合、必ず「入力データを学習させない設定（オプトアウト）」を有効にすることを条件に利用を認める。

### ● ChatGPT

- **特徴**：世界で最も普及している汎用的な対話型 AI であり、自然な言語処理能力に優れている。
- **推奨利用面**：翻訳作業、文章の校正、プログラミング教育におけるサンプルコードの生成など。
- **【必須設定】**：利用する際は、設定画面の「データコントロール（Data Controls）」等から、必ず「**チャット履歴とトレーニング（Chat history & training）**」をオフにするなど、**オプトアウト設定を行うこと**。

### ③ その他の生成 AI（利用申請が必要）

世の中には上記以外にも多数の便利な生成 AI サービス（特化型の画像・動画生成 AI、翻訳 AI など）が存在するが、利用規約によっては**入力データが他の組織の学習に利用され、情報漏洩に繋がる重大なリスク**がある。

業務で新たに別の生成 AI サービスを利用したい場合は、**独断で使用せず、事前に各学校の管理職（情報セキュリティ管理者）へ申請を行い、許可を得た上で利用する**。

## 2. 入力してはいけない情報（厳禁）

以下の情報は、いかなる場合も生成 AI に入力できない。

- **個人特定情報**：児童生徒・保護者の氏名、住所、電話番号など。
- **要配慮個人情報**：成績、生徒指導の記録、健康診断結果、家庭環境、いじめや不登校に関する詳細など。
- **未公開の機密情報**：次年度のクラス編成案、未発表の行事計画、テストの解答、情報システムのパスワードなど。

**【注意】**「A 中学校の B 君」などイニシャルや伏せ字にしても、前後の文脈（部活動、行事、地域名等）から個人が特定される恐れがあるため、完全に匿名化・一般化して入力する。

## 3. 出力結果の取り扱い

- 出力された文章やアイデアをそのまま業務に利用せず、必ず教職員自身の目で事実確認（ファクトチェック）を行う。
- 他人の著作権、商標権、プライバシーを侵害していないか十分に確認する。

## 4. 研修の実施と活用促進

東彼杵町教育委員会は、教職員へ向けて適宜、生成 AI の利活用に関する現地研修会やオンラインセミナー等を実施し、教育現場での安全かつ効果的な活用促進を図る。

生成 AI の適切な利活用を組織全体で推進することにより、教職員の働きやすい環境整備（校務負担の軽減等）と、教育の質の向上に繋げる。

## 5. その他

利用にあたっては、別途定める「学校教育における生成 AI における活用（ステップ）について」（令和 8 年 3 月 3 日制定）の活用ステップを遵守する。また、利用にあたっては、学校の管理職に「生成 AI の生成 AI の利用についての教職員用チェックシート」を届けること。

# 第 3 章 児童生徒の学習活動における利用と指導

文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に基づき、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意した上で指導を行う。

## 1. 情報活用能力と情報モラルの育成（最重要）

生成 AI が社会に普及していくことを念頭に、技術を正しく使いこなすための「情報活用能力」と「情報モラル」の育成を各教科等の中で意識的に行う。

- **技術の光と影の理解**：生成 AI の利便性だけでなく、もっともらしい嘘（ハルシネーション）や偏見（バイアス）が含まれるリスクを理解させる。
- **ファクトチェックと自己判断**：AI の回答を鵜呑みにせず、必ず別の手段（教科書、信頼できるウェブサイト、書籍など）で情報の真偽を確かめ、**最後は自分の頭で考えて判断する**よう指導する。
- **倫理観の醸成**：生成 AI を用いた不正アクセス等の犯罪事例を踏まえ、「最新技術を社会でどのように使うべきか」という倫理的な判断力を育てる。

## 2. 児童生徒が守るべき利用ルール（やってはいけないこと）

児童生徒が生成 AI を利用する際は、以下のルールを徹底する。

- **個人情報の入力禁止**：自分や友達の氏名、住所、写真などの個人情報は絶対に入力しない

よう指導する。

- **著作権等の権利侵害の防止**：生成された文章や画像をそのまま自分の作品として公表した場合、他人の著作権を侵害する恐れがあることを指導する。
- **利用規約（年齢制限等）の厳守**：各生成 AI サービスが定める利用規約を厳守します。年齢制限を満たさないサービスを無断で使用することは禁止する。

**【主な生成 AI サービスの年齢制限の例（※規約は変更される場合がある）】**

○ChatGPT: 13 歳以上が利用可能。18 歳未満の利用には保護者の同意が必要。

○Gemini (一般向け): 13 歳以上が利用可能（18 歳未満は一部機能に制限あり）。

○Microsoft Copilot: 原則として年齢に応じたアカウント管理が必要。

### 3. 主体的な学びの促進（適切な利用と不適切な利用）

生成 AI は、自らの学びを深めるための「補助ツール」として活用させます。

- **不適切な利用（思考の放棄）**：読書感想文、日記、レポート、コンクール作品などの課題を生成 AI に丸投げし、そのまま自分の成果物として提出することは「不正行為」であり、学習の目的を大きく損なうものであることを指導する。
- **適切な利用の例**：
  - アイデア出しのサポート（壁打ち相手として多様な視点を得る）
  - 英会話の練習相手や、複雑な文章の要約・翻訳の補助
  - プログラミング学習におけるエラー解決のヒントの獲得

### 4. 保護者の皆様へ（ご家庭での利用に関するお願い）

本ガイドラインは学校での利用を想定したものですが、ご家庭のパソコンやスマートフォンで児童生徒が生成 AI を利用する際にも、以下の点にご留意・ご協力をお願いいたします。

- **年齢制限の確認と保護者の関与**：上記「2.」に記載の通り、多くの主要な生成 AI サービスでは\*\*「13 歳未満の利用禁止」や「18 歳未満の利用における保護者の同意」\*\*が利用規約で定められています。お子様が利用する前に、必ずサービスごとの利用条件をご確認ください。
- **ご家庭でのルールづくり**：「自分の名前や顔写真を送信しない」「AI の言うことをすぐに信じず、自分で調べる」など、ご家庭でも情報モラルについて話し合う機会を設けていただきますようお願いいたします。

## 第4章 セキュリティとリスク管理

### 1. 情報漏洩のリスク

無料の生成 AI サービスに機密情報を入力すると、その情報が AI の学習データとして取り込まれ、第三者に漏洩する重大なインシデントに発展する危険性があります。教職員は定期的なセキュリティ研修を受講し、リスクへの感度を高める。

### 2. サイバー攻撃への備え

マルウェアに感染した端末から生成 AI のログイン情報が盗まれたり、生成 AI を悪用した巧妙なフィッシング詐欺が発生したりしています。不審なメールやサイトにはアクセスせず、「東彼杵町教育情報セキュリティポリシー」に基づく適切な端末管理を行う。

## 第5章 相談窓口と運用見直し

- 生成 AI の利用に関する疑問や、誤って個人情報を入力してしまった等のトラブルが発生した場合は、速やかに各学校の管理職および教育委員会（情報セキュリティ担当）へ報告・相談する。
- 本ガイドラインは、AI 技術の進展や社会情勢の変化、国（文部科学省）の動向を踏まえ、機動的に見直しを行う。